

柏原市における健全化判断比率等の算定式 （令和2年度決算） 【参考資料】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad (489.5\text{百万円の黒字})}{\text{標準財政規模} \quad (15,354.2\text{百万円})} = \blacktriangle 3.18$$

※実質収支が黒字の場合は、実質赤字比率は▲（マイナス）で表され、健全化判断比率は「－（バー）」表示となります。

*1 一般会計等 柏原市においては一般会計

*2 標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad (3,701.7\text{百万円の黒字})}{\text{標準財政規模} \quad (15,354.2\text{百万円})} = \blacktriangle 24.10$$

※実質収支と同様に、連結実質収支額が黒字の場合は、連結実質赤字比率は▲（マイナス）で表され、健全化判断比率は「－（バー）」表示となります。

*3 連結実質赤字額 イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 イ. 一般会計、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 ロ. 水道事業会計、市立柏原病院事業会計、下水道事業会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
 ハ. 一般会計、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、国民健康保険事業特別会計（施設勘定堅上診療所）、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 ニ. 水道事業会計、市立柏原病院事業会計、下水道事業会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{2年度算定時 } 3.1 \text{ (30年度単年 } 3.53045 \text{、元年度単年 } 2.89333 \text{、2年度単年 } 2.99676 \text{)}}{\text{※単年度毎の数値を合計したものを3か年で割り、小数点第2位以下を切り捨てる。}}$$

(単年度毎の算定方法)

$$\text{※令和2年度分} = \frac{\text{地方債の元利償還金} \quad (1,878.4\text{百万円}) + \text{準元利償還金} \quad (1,012.1\text{百万円}) - \left(\text{特定財源} \quad (395.5\text{百万円}) + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \quad (2,097.8\text{百万円}) \right)}{\text{標準財政規模} \quad (15,354.2\text{百万円}) - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \quad (2,097.8\text{百万円})} = 3.00$$

*4 準元利償還金 イからニまでの合計額
 イ. 一般会計等から水道事業会計・市立柏原病院事業会計・下水道事業会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 ロ. 一部事務組合への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 ハ. 一時借入金の利子
 ニ. 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

*5 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 地方債の元利償還金等や準元利償還金に対する負担金に対して地方交付税措置された額

